手続き・申請

児童扶養手当「現況届」を忘れずに

問 伊奈庁舎こども課 ☎58-2111（内線4204）

通知は7月下旬送付 8月末日までに手続きを

児童扶養手当を受給している方は、毎年8月に現況届の提出が必要です。現況届は、毎年8月1日における状況を、受給者本人に届け出てもらい、あわせて前年分の所得状況を確認する重要な手続きです。

この届出により、今年の11月から来年の10月までの1年間の手当の受給資格と手当額を決定します。

7月下旬に案内文を郵送しますので、お手元に届きましたら、内容をご確認の上、書類をそろえて8月末日までに必ず窓口に届け出てください。

※対面での確認が必要なため、郵送不可となります。

現況届を提出しないと、11月分以降の手当が差止めになります。また、現況届未提出のまま2年間を経過すると、時効により手当の受給資格を喪失しますのでご注意ください。

手続き・申請

産前産後の国民年金が免除に

問 伊奈庁舎国保年金課 ☎58-2111（内線4402）

出産予定日の前月から4カ月間分が免除に

国民年金第1号被保険者が出産した際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が4月から始まりました。

■免除期間される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。

すでに出産している方は、さかのぼって申請できます。

■対象となる方

国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方。

※妊娠85日以上が対象。死産、流産、早産された方を含む。

■持参するもの

年金手帳、印鑑（認印）、マイナンバーカード、母子手帳（出産予定日がわかる物）など

※場合によっては戸籍謄本などが必要となります。

詳細は、国保年金課または年金事務所にお問い合わせください。

【問い合わせ】

土浦年金事務所 ☎029-825-1170

お知らせ

全国家計構造調査にご協力ください

問 伊奈庁舎企画政策課 ☎58-2111（内線1205・1204）

8月から調査員が訪問

10月から11月までの2カ月間にわたり、2019年全国家計構造調査が実施されます。8月から調査員が世帯を訪問します。調査員が訪問した際には、世帯主のお名前や世帯人数などをお聞きしますので、ご回答をお願いします。調査により集められた個人情報は統計法によって保護され、厳重に管理されますのでご安心ください。また、調査員は必ず調査員証を携帯していますので、訪問した際は必ずご確認ください。

■対象地区

- **鬼長地区の一部**
- **西ノ台地区の一部**
- **谷井田地区の一部**

お知らせ

令和元年度地籍調査のお知らせ

問 谷和原庁舎建設課 ☎58-2111（内線5206・5207）

市の今年度の地籍調査対象区域は、左図のとおり予定しています。地籍調査事業とは、宅地・田畑・山林など土地一筆一筆を土地所有者の立会いのもとで位置、地目、隣地との境界などを確認する調査です。

この調査結果が地籍簿や地籍図として記録され、法務局にて法的に保護されます。これにより市の都市計画事業が円滑に行われるほか、個人的な財産である土地を後々売買や相続する時に起こりうる無用なトラブルから回避することにもなります。

この事業に要する経費は国・県・市で負担しますので個人負担は一切ありません。

なお、今年度の調査対象地域に土地を持っている方には後日立会いについての通知をお送りしますので、ご協力をお願いします。

今年度対象地区：野堀地区の一部

◎図中の太線で囲んだ地区が、今年度の調査対象地区です。